

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 9 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カブシキガイシャソウゴギケン  
株式会社相互技研

住所 大阪府羽曳野市野557番地の1

フリガナ代表者氏名 ダイョウトリシマリヤク ナカヤタケヒロ  
代表取締役 中谷豪宏

電話番号 072-938-3123

FAX番号 072-952-1875

メールアドレス [info@sougogiken.com](mailto:info@sougogiken.com)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6年 4月 9日

申請者 氏名又は名称 株式会社相互技研  
住 所 大阪府羽曳野市野557番地の1  
代表者氏名 代表取締役 中谷 豪宏

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ダバウトリマリヤ 代表取締役	ナカヤ タカヒロ 中谷 豪宏
トリマリヤ 取締役	ナカヤ ユリコ 中谷 由里子
トリマリヤ 取締役	ナガタ アツコ 永田 安月子
トリマリヤ 取締役	フクモ トシユコ 福本 純子
カンサヤ 監査役	フクモ アツヤ 福本 敦矢
事業の範囲	土木工事業 管工事業 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 相 互 技 研
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号583-0884 住所 大阪府羽曳野市野557番地の1  電話番号 072-938-3123 F AX番号 072-952-1875 メールアドレス info@sougogiken.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
中谷 豪宏 いしみや ひかる 吉宮 順二	252331 227534

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 6年 4月 9日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	替え刃式	10	
	塩ビカッター	VC34	6	
		VC48	4	
		VC63	4	
	電子セーバー	JR189DZ	2	
ディスクライナー	18V 100φ	2		
管加工用の 機械器具	パイプねじ切り機	F50AZ	1	
	やすり	SK11ワイド型	2	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	4	
	パイプレンチ	13mm～100mm	20	
	スパナ	各種セット	2	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T-50KP	3	
掘削機械	バックホウ	RX306	1	
運搬車両	軽貨物		2	
	ダンプトラック	3トン排ガス規制 軽ダンプ	2 1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 4月 9日

申請者

氏名又は名称 株式会社相互技研  
住 所 大阪府羽曳野市野557番地の1  
代表者氏名 代表取締役 中谷 豪宏

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

大阪府羽曳野市野557番地の1  
株式会社相互技研

会社法人等番号	1201-01-032195	
商号	株式会社相互技研	
本店	大阪府羽曳野市南恵我之荘五丁目3番2号	平成12年 9月18日住居表示実施
	大阪府羽曳野市野557番地の1	平成21年 9月28日移転 平成21年10月 1日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	令和 1年11月27日変更
		令和 1年11月29日登記
会社成立の年月日	昭和48年1月20日	
目的	1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. ほ装工事業 4. 給排水その他管工事一切および冷暖房、浄化槽設備工事業 5. 水道施設工事業 6. 不動産の売買、仲介及び管理業 7. 前号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	8万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 8万株	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	株式を譲渡するときは取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 <u>中谷裕文</u>	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月10日登記
		令和 5年 3月27日辞任
		令和 5年 3月31日登記

大阪府羽曳野市野557番地の1  
株式会社相互技研

取締役	永田安月子	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月10日登記
取締役	中谷由里子	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月10日登記
取締役	中谷豪宏	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月10日登記
取締役	福本純子	令和 5年 3月27日就任
		令和 5年 3月31日登記
大阪府藤井寺市沢田一丁目6番32号 代表取締役	<u>中谷裕文</u>	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月10日登記
		令和 5年 3月27日退任
		令和 5年 3月31日登記
大阪府羽曳野市はびきの四丁目17番37号 代表取締役	中谷豪宏	令和 5年 3月27日就任
		令和 5年 3月31日登記
監査役	中谷純子	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月10日登記
監査役	福本純子	中谷純子の氏
		平成29年12月 1日更正
		令和 5年 3月27日辞任
		令和 5年 3月31日登記
		令和 5年 3月27日就任
監査役	福本敦矢	令和 5年 3月27日就任
		令和 5年 3月31日登記
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成29年 4月10日登記

大阪府羽曳野市野557番地の1  
株式会社相互技研

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月19日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月19日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年12月20日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和6年4月8日

大阪法務局富田林支局  
登記官

下田和隆 仁





定 款

株式会社 相互技研

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 相互技研 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. ほ装工事業
4. 給排水その他管工事一切および冷暖房、浄化槽設備工事業
5. 水道施設工事業
6. 不動産の売買、仲介及び管理業
7. 前号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府羽曳野市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、大阪市において発行する産経新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、80,000株とする。

(株 券)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するときは取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 8 条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める書式による請求書に取得者が記名押印して提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 10 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2. 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 11 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第 12 条 当会社は、毎決算期の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

2. 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を 2 週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

(提出書類に使用すべき印鑑)

第 14 条 当会社に提出する書類には前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならない。

### 第 3 章 株 主 総 会

(決議事項)

第 15 条 株主総会は、法令に定める事項の他、次の事項を決議するものとする。

新株予約券の発行  
株式の分割  
準備金の資本組入  
営業の一部の譲渡又は譲受  
社債の発行

(招 集)

第 16 条 当会社の定時株主総会は、決算期の翌日より三月以内に招集し臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは、出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決 議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

#### 第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第19条 当社の取締役は3名以上5名以内、監査役は1名以上2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第20条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第21条 取締役の任期は、就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査役の任期は、就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の残存期間と同一とする。

4. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の一週間前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社に、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

2. 社長は、当社を代表する。

3. 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第24条 社長は当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第25条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(営業年度)

第26条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(利益配当)

第27条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

2. 利益配当金はその支払開始日から満2年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

この定款は、弊社の現行定款に相違ありません。

※原本の写しに相違ないことを証明します。

令和6年4月9日

株式会社相互技研  
代表取締役 中谷豪宏



第二五二二三二号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 中谷 豪 宏

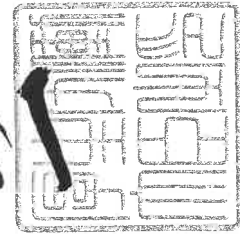
昭和五十四年八月二十一日生

水道法(昭和三十九年法律第百七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十一年二月六日

厚生労働大臣

川添子



第二二七五三四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

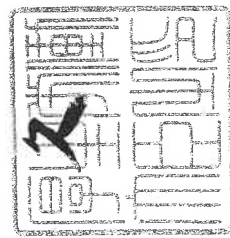
氏名 吉宮 順二

昭和四十五年十月二十八日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

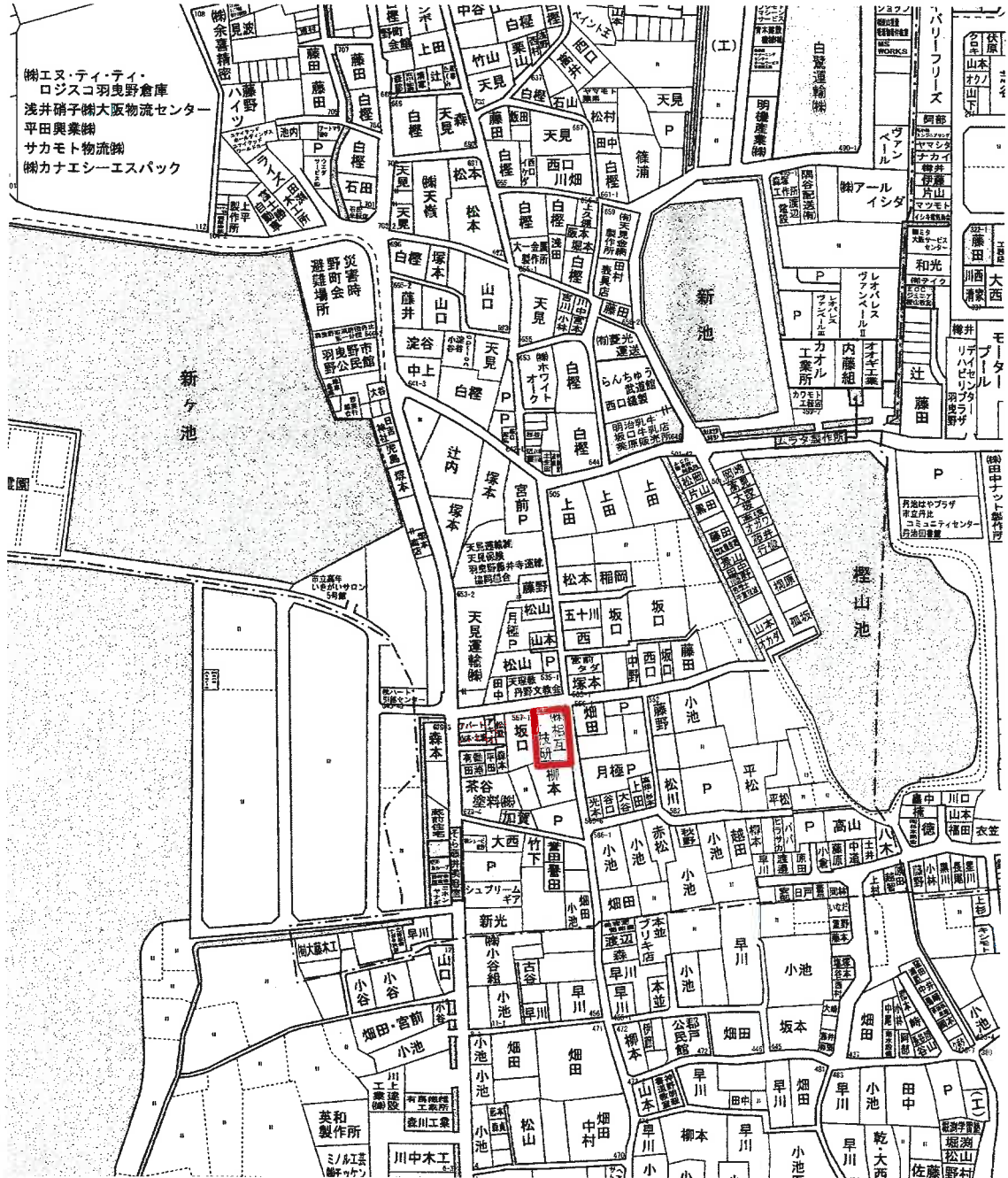
平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀



# 営業所位置図

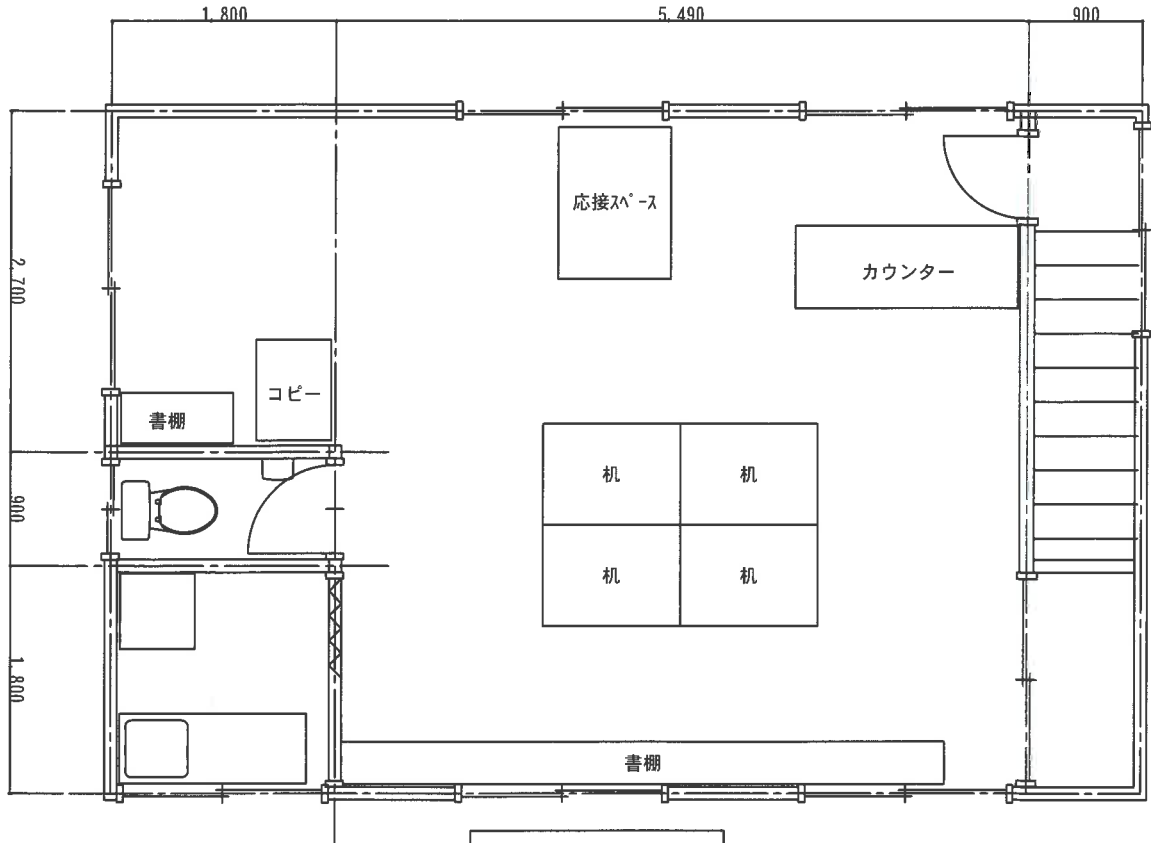
大阪府羽曳野市野557番地の1



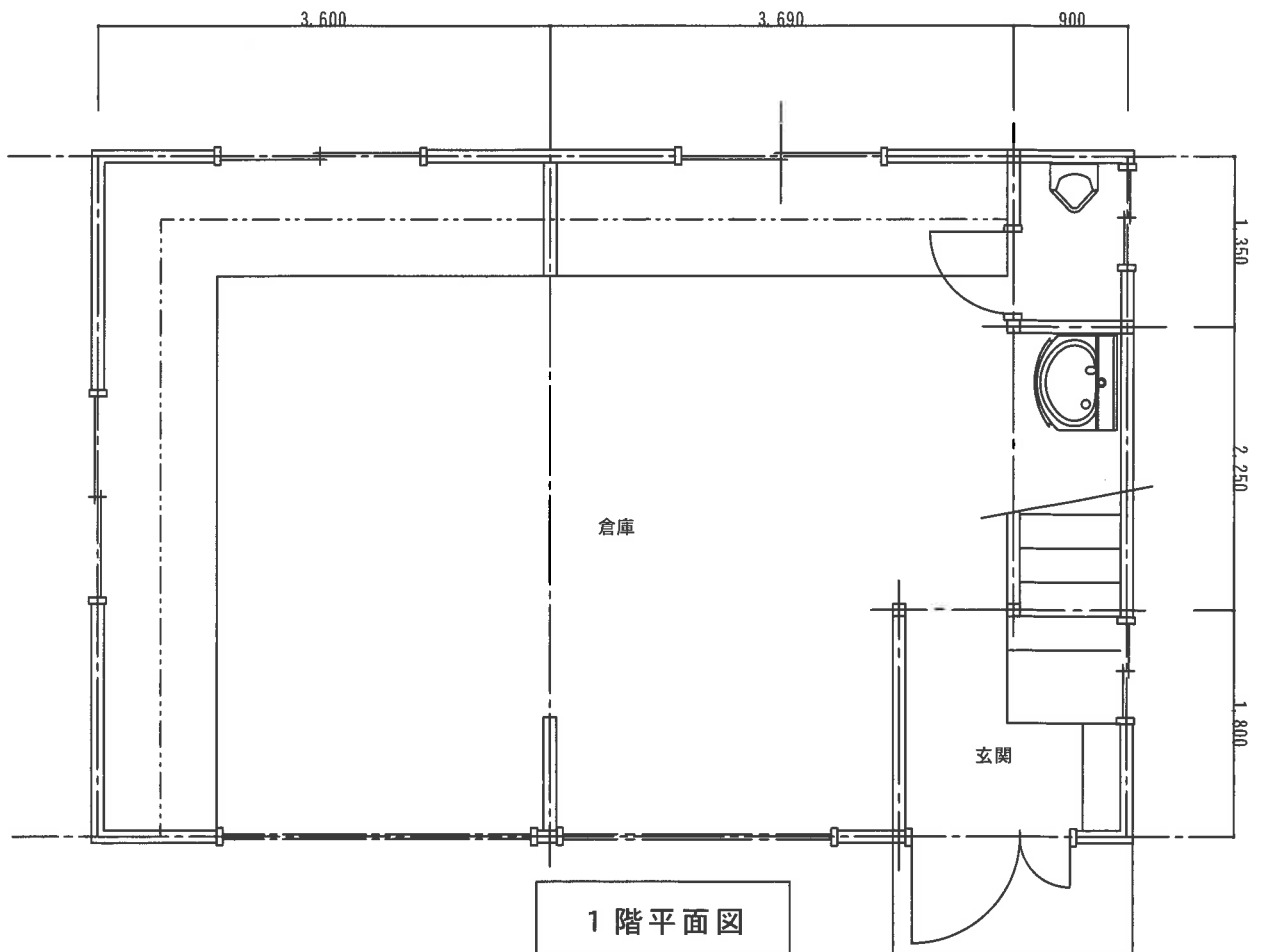


営業所の平面図

(縮尺1/60)



2階平面図



1階平面図

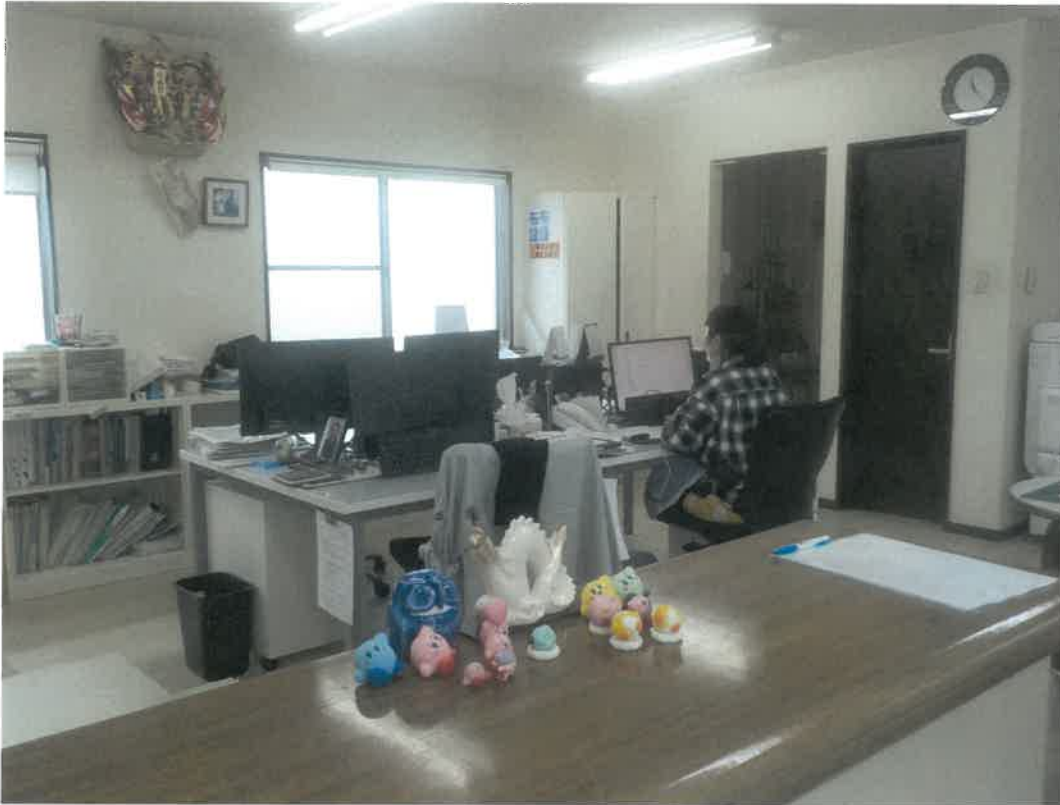
# 営業所の写真

## 営業所の外観



# 営業所の写真

## 営業所の内観



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 9 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャソウゴギケン  
株式会社相互技研  
住所 大阪府羽曳野市野557番地の1  
フリガナ 代表者氏名 ダイョウトリシマリヤク ナカヤタケヒロ  
代表取締役 中谷豪宏  
電話番号 072-938-3123  
FAX番号 072-952-1875  
メールアドレス [info@sougogiken.com](mailto:info@sougogiken.com)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6年 4月 9日

届出者

氏名又は名称 株式会社相互技研  
住 所 大阪府羽曳野市野 557 番地の 1  
代表者氏名 代表取締役 中谷豪宏

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任  
解任  
の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社相互技研	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
中谷 豪宏	252331	
吉宮 順二	227534	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二五二二三二一號

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 中谷 豪 宏

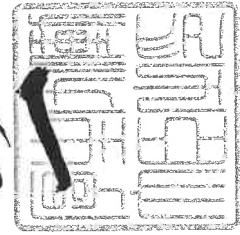
昭和五十四年八月二十一日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十一年二月六日

厚生労働大臣

川添子



第二二七五三四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 吉宮 順二

昭和四十五年十月二十八日生

水道法昭和三十一年法律第百七十七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀

